

第 161 条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。

- 一 法第 47 条の規定による点検及び整備を行う場合
 - 二 法第 54 条第 1 項の規定による命令、同条第 2 項の規定による使用の停止、同条第 3 項の規定による処分の取消し又は同条第 4 項の規定による勧告のための判定を行う場合
 - 三 法第 54 条の 2 第 1 項の規定による命令、同条第 4 項の規定による整備、同条第 5 項の規定による処分の取消し又は同条第 7 項の規定に係る判断を行う場合
 - 四 法第 62 条第 1 項の規定による継続検査を行う場合
 - 五 法第 63 条第 2 項の規定による臨時検査を行う場合
 - 六 法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査を行う場合
 - 七 法第 90 条の規定による分解整備を行う場合
 - 八 法第 94 条の 5 第 1 項の規定による証明のための判定を行う場合
 - 九 その他第 5 条及び第 83 条の規定により第 1 節及び第 2 節の規定が適用される場合以外の場合
- 2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる自動車の部分について、前項の規定にかかわらず、それぞれ第 2 節（指定自動車等の臨時検査を行う場合にあつては、第 1 節）の規定を適用するものとする。
- 一 法第 63 条第 2 項の規定による臨時検査を行う場合 事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が第 2 節（指定自動車等にあつては、第 1 節）の規定に適合していないおそれがあると認められる部分
 - 二 法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査を行う場合 法第 67 条第 3 項に規定する事由に該当する変更により構造、装置又は性能が第 2 節の規定に適合していないおそれがあると認められる部分
 - 三 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行う場合（前号に規定する場合を除く。） 当該変更に係る部分
 - 四 保安基準第 56 条第 4 項の規定により認定を受けた自動車であつて、当該認定が効力を失った後に初めて法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査を行う場合 当該認定の対象となっていた構造又は装置
- 3 この節の規定については、適用関係告示でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。